

本意見公募の概要

1. 制度の概要

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 11 条、第 12 条及び第 13 条は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者（以下「特定事業者」という。）に対して、毎年度、その事業に係る容器包装廃棄物について、再商品化義務量の再商品化をすることを義務付けており、個々の特定事業者が再商品化義務量を算定するために必要な量、比率等の値については、主務大臣がそれぞれ省令又は告示において定めることとしている。

2. 改正の趣旨

今般の省令案及び告示案は、主務省庁において実施した容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査結果等を踏まえ、資料 1 から資料 10 までのとおり、令和 9 年度における再商品化義務量の算定に係る量、比率等の値を改めるべく、定めるものである。

3. 施行予定日

令和 9 年 4 月 1 日

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要（特定容器利用事業者及び特定包装利用事業者に係る事業系比率）

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

特定容器利用事業者及び特定包装利用事業者に係る事業系比率（特定容器利用事業者及び特定包装利用事業者が特定分別基準適合物に係る特定容器及び特定包装を用いて行う事業が属する業種ごとに、当該業種に属する事業において用いる当該特定容器及び特定包装の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量（法第 11 条第 2 項第 2 号ハ及び第 13 条第 2 項第 2 号）を定めるための係数）の値を、令和 9 年度の値として、以下のように改める。【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成 7 年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第 1 号）第 10 条第 2 項（別表第 3）及び第 11 条の 3 第 2 項（別表第 3 の 2）関係】

（令和 9 年 4 月 1 日施行）

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器			紙製容器	P E T ボトル	プラスチック製 容器
	無色	茶色	その他			
1. 食料品製造業	5 (5)	15 (5)	5 (5)	15 (15)	10 (10)	15 (15)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	10 (10)	15 (20)	10 (15)	10 (10)	5 (5) ※	10 (10)
3. 酒類製造業	25 (30)	25 (25)	35 (30)	20 (25)	15 (15)	25 (25)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				20 (25)		10 (10)
5. 医薬品製造業	35 (35)	20 (20)	10 (15)	35 (40)		50 (50)
6. 化粧品・歯磨・その他の 化粧用調整品製造業	5 (5)	5 (5)	0 (5)	5 (5)		10 (15)
7. 小売業				40 (40)		25 (20)
8. その他の事業	20 (25)	30 (30)	10 (10)	20 (20)		30 (30)

※＝清涼飲料製造業

	紙製 容器	プラスチック製 容器
包装（各業種共通）	35 (30)	30 (35)

（）内は現行値

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令案の概要（特定容器製造等事業者に係る事業系比率）

環境省、経済産業省

特定容器製造等事業者に係る事業系比率（特定容器製造等事業者が製造等をする特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する業種ごとに、当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器の当該年度において販売する量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量（法第12条第2項第2号ハ）を定めるための係数）の値を、令和9年度の値として、以下のように改める。【特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令（平成8年厚生省、通商産業省令第1号）第二条第二項（別表）関係】

（令和9年4月1日施行）

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器			紙製容器	PETボトル	プラスチック製容器
	無色	茶色	その他			
1. 食料品製造業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	25 (20)	5 (5)	10 (10)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	0 (0)	0 (0)	5 (0)	5 (5)	5 (5) ※	0 (0)
3. 酒類製造業	5 (5)	5 (0)	15 (15)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				0 (0)		0 (0)
5. 医薬品製造業	25 (25)	5 (0)	25 (10)	0 (5)		25 (25)
6. 化粧品・歯磨・その他の 化粧用調整品製造業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (5)		0 (0)
7. 小売業				35 (40)		5 (5)
8. その他の事業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	25 (25)		45 (45)

※＝清涼飲料製造業

（）内は現行値

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第1号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する告示案の概要
(特定容器比率)

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

紙製容器包装及びプラスチック製容器包装について、特定容器比率（再商品化義務総量のうち特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者により再商品化がされるべき量の占める比率として主務大臣が定める比率（法第11条第2項第1号））を、令和9年度の値として、以下のように改める。【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第1号に規定する主務大臣が定める比率（平成8年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第3号）の一部を改正する告示】
(令和9年4月1日適用)

(単位：％)

特定分別基準適合物	特定容器比率
紙製容器包装	89.53（88.44）
プラスチック製容器包装	93.17（93.51）

() 内は現行値

※なお、ガラス製容器及びPETボトルは、いずれも特定容器のみであって特定包装はないため、本比率は100％とする。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する告示案の概要（業種別比率）

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

業種別比率（再商品化義務総量に特定容器比率を乗じて得た量のうち、特定容器利用事業者が特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する主務省令で定める業種ごとに、当該業種に属する事業において当該特定容器を用いる特定容器利用事業者又は当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器の製造等をする特定容器製造等事業者により再商品化がされるべき量の占める比率として主務大臣が定める比率（法第11条第2項第2号イ）を、令和9年度の値として、以下のように改める。【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号イに規定する主務大臣が定める比率（平成8年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第4号）の一部を改正する告示】

（令和9年4月1日適用）

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器			紙製容器	PETボトル	プラスチック製容器
	無色	茶色	その他			
1. 食料品製造業	45.24 (46.26)	2.89 (3.28)	6.74 (6.00)	41.37 (42.14)	4.07 (4.29)	48.90 (52.61)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	20.00 (18.94)	49.43 (51.52)	16.93 (15.03)	7.02 (7.16)	94.36 (93.71) ※	6.43 (6.78)
3. 酒類製造業	30.43 (30.84)	18.77 (18.36)	74.96 (78.20)	1.74 (1.54)	1.57 (2.00)	0.17 (0.16)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				1.11 (0.94)		6.08 (5.86)
5. 医薬品製造業	1.67 (1.62)	26.85 (25.18)	0.06 (0.03)	2.42 (2.41)		2.30 (2.09)
6. 化粧品・歯磨・その他の 化粧用調整品製造業	2.22 (2.03)	0.75 (0.64)	0.99 (0.61)	1.99 (1.83)		6.17 (5.07)
7. 小売業				14.69 (12.98)		13.91 (12.46)
8. その他の事業	0.44 (0.31)	1.31 (1.02)	0.32 (0.13)	29.66 (31.00)		16.04 (14.97)

※＝清涼飲料製造業

（）内は現行値

**容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する告示案の概要
(業種別特定容器利用事業者比率)**

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

業種別特定容器利用事業者比率（特定容器利用事業者が特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する主務省令で定める業種ごとに、当該業種に属する事業において当該特定容器を用いた商品の当該年度における販売見込額の総額を、当該総額と製造等をされた当該特定容器であって当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度における販売見込額の総額との合算額で除して得た率を基礎として主務大臣が定める率（法第11条第2項第2号ロ）を、令和9年度の値として、以下のように改める。【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ロに規定する主務大臣が定める率（平成8年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第5号）の一部を改正する告示】

（令和9年4月1日適用）

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器			紙製 容器	P E T ボ トル	プラスチック製 容器
	無色	茶色	その他			
1. 食料品製造業	96.04 (95.64)	98.06 (98.21)	95.51 (94.80)	95.84 (96.28)	92.69 (93.03)	94.70 (94.76)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	85.07 (86.53)	89.63 (89.62)	87.99 (86.81)	91.45 (91.87)	83.29 (84.55) ※	94.61 (94.20)
3. 酒類製造業	92.35 (91.29)	95.30 (95.04)	94.59 (94.37)	94.17 (94.37)	95.66 (95.44)	98.07 (98.02)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				95.16 (95.81)		91.13 (91.75)
5. 医薬品製造業	98.55 (98.88)	94.90 (94.89)	97.52 (97.57)	99.33 (99.26)		98.17 (98.25)
6. 化粧品・歯磨・その他の 化粧用調整品製造業	97.45 (96.22)	97.38 (96.85)	96.47 (96.04)	98.58 (98.29)		93.01 (92.92)
7. 小売業				99.09 (99.18)		98.34 (98.50)
8. その他の事業	98.69 (98.06)	99.99 (100.00)	95.19 (96.03)	99.34 (99.15)		98.14 (98.29)

※＝清涼飲料製造業

（）内は現行値

**容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する告示案の概要
(業種別特定容器利用事業者総排出見込量)**

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

業種別特定容器利用事業者総排出見込量（特定容器利用事業者が特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する主務省令で定める業種ごとに、すべての特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務大臣が定める量（法第11条第2項第2号ニ）を、令和9年度の値として、以下のように改める。【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ニに規定する主務大臣が定める量（平成8年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第6号）の一部を改正する告示】

（令和9年4月1日適用）

（単位：トン）

業種の区分	ガラス製容器			紙製容器	PETボトル	プラスチック製容器
	無色	茶色	その他			
1. 食料品製造業	126,996 (132,267)	6,438 (7,823)	7,507 (6,462)	213,788 (225,424)	32,110 (30,307)	488,443 (523,894)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	55,767 (53,878)	110,207 (122,994)	18,531 (15,859)	36,295 (38,238)	743,708 (667,263) ※	64,242 (67,472)
3. 酒類製造業	85,534 (88,378)	40,925 (43,274)	82,652 (84,040)	9,001 (8,251)	12,353 (14,046)	1,733 (1,601)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				5,749 (5,028)		60,831 (58,384)
5. 医薬品製造業	4,709 (4,634)	59,574 (60,240)	71 (38)	12,496 (12,844)		23,056 (20,789)
6. 化粧品・歯磨・その他の 化粧用調整品製造業	6,253 (5,804)	1,665 (1,530)	1,215 (675)	10,296 (9,772)		61,790 (50,485)
7. 小売業				75,880 (69,465)		139,117 (124,113)
8. その他の事業	1,230 (898)	2,890 (2,447)	358 (144)	153,325 (165,875)		160,340 (149,004)

※＝清涼飲料製造業

（）内は現行値

特定事業者責任比率の一部を改正する告示案の概要（特定事業者責任比率）

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

特定事業者責任比率（特定分別基準適合物の量のうち、特定事業者により再商品化がされるべき量の占める比率として主務大臣が定める比率（法第 11 条第 3 項））を、令和 9 年度の値として、以下のように改める。【特定事業者責任比率（平成 8 年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第 7 号）の一部を改正する告示】

（令和 9 年 4 月 1 日適用）

特定分別基準適合物	特定事業者責任比率 (A)	小規模事業者 分の比率	前年度	
			特定事業者責任比率	小規模事業者 分の比率
ガラスびん（無色）	95%	5%	(94%)	(6%)
ガラスびん（茶色）	87%	13%	(89%)	(11%)
ガラスびん（その他の色）	90%	10%	(91%)	(9%)
PETボトル	100%	0%	(100%)	(0%)
紙製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)
プラスチック製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)

再商品化義務総量の一部を改正する告示案の概要（再商品化義務総量）

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

再商品化義務総量（法第 11 条第 3 項に規定する主務大臣が定める量）を、令和 9 年度の値として、以下のように改める。【再商品化義務総量（平成 8 年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第 8 号）の一部を改正する告示】
(令和 9 年 4 月 1 日適用)

(単位：トン)

特定分別基準適合物	再商品化義務総量
1. ガラスびん（無色）	90,250 (92,120)
2. ガラスびん（茶色）	84,390 (89,890)
3. ガラスびん（その他の色）	108,900 (111,930)
4. 紙製容器包装	16,830 (27,720)
5. P E T ボトル	183,000 (184,000)
6. プラスチック製容器包装	732,600 (702,900)

() 内は現行値

**容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第12条第2項第2号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する告示案の概要
(業種別特定容器製造等事業者総排出見込量)**

環境省、経済産業省

業種別特定容器製造等事業者総排出見込量(特定容器製造等事業者が製造等をする特定分別基準適合物に係る特定容器の用いられる事業が属する主務省令で定める業種ごとに、すべての特定容器製造等事業者が製造等をする当該特定容器であって当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度において販売する量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務大臣が定める量(法第12条第2項第2号ニ))を、令和9年度の値として、以下のように改める。【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第12条第2項第2号ニに規定する主務大臣が定める量(平成8年厚生省・通商産業省告示第3号)の一部を改正する告示】

(令和9年4月1日適用)

(単位：トン)

業種の区分	ガラス製容器			紙製容器	P E T ボトル	プラスチック製 容器
	無色	茶色	その他			
1. 食料品製造業	136,347 (143,316)	7,916 (9,672)	8,349 (7,182)	220,307 (236,815)	35,683 (33,523)	527,470 (544,804)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	64,433 (63,869)	136,197 (164,130)	22,534 (20,613)	46,850 (43,491)	866,594 (783,614) ※	114,442 (114,579)
3. 酒類製造業	103,866 (105,682)	61,387 (66,628)	108,735 (109,382)	12,882 (13,917)	15,054 (16,344)	3,875 (3,432)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				9,638 (9,705)		85,871 (83,804)
5. 医薬品製造業	5,198 (5,580)	65,189 (68,270)	76 (53)	24,440 (24,453)		41,450 (42,354)
6. 化粧品・歯磨・その他の 化粧用調整品製造業	6,602 (6,336)	2,139 (1,963)	1,349 (687)	13,531 (14,512)		79,702 (83,300)
7. 小売業				70,892 (65,940)		175,783 (152,164)
8. その他の事業	827 (674)	811 (599)	328 (110)	146,417 (144,633)		145,791 (142,700)

※＝清涼飲料製造業

() 内は現行値

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第13条第2項第3号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する告示案の概要（特定包装利用事業者総排出見込量）

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

特定包装利用事業者総排出見込量（すべての特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務大臣が定める量（法第13条第2項第3号）を、令和9年度の値として、以下のように改める。【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第13条第2項第3号に規定する主務大臣が定める量（平成11年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第19号）の一部を改正する告示】（令和9年4月1日適用）

（単位：トン）

	紙製容器	プラスチック製容器
包装（各業種共通）	83,125（87,973）	106,911（99,299）

（）内は現行値